

# 羽曳野市教育大綱

---

平成 28 年 3 月

羽 曳 野 市



## はじめに

今日のグローバル化や高度情報化の進展等に伴い、世界は、国境を越えてあらゆるものが流動化し、想像以上の速さで変化しています。また、我が国は、人口減少と急速な少子・高齢化に直面しており、社会活力の低下や人間関係の希薄化など社会生活の様々な側面に影響を及ぼしつつあります。

このような状況の中、将来にわたって持続可能な活力あるまちづくりを実現していくためには、未来を担う人材を育成していくことが重要であるとともに、子どもを安心して産み育てられる環境を整え、子どもたちが健やかに成長できるまちづくりを進めていく必要があります。

これまでも本市は、子どもの成長の根幹となる「教育」を重点施策のひとつとして掲げ、地域の実情にあわせた様々な教育施策を展開してきたところですが、このたびの「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正による地方教育行政制度の改革に伴い、教育施策の効果的な推進と充実に向けて、市長として総合教育会議を設置しました。この会議において、教育委員会とともに、現下の教育を取り巻く様々な課題や羽曳野にふさわしい教育の在り方について協議・調整を重ね、これからの羽曳野における教育の目標や施策の根本となる「羽曳野市教育大綱」を策定しました。

今後、この教育大綱に基づき、教育委員会と十分な意思疎通や連携を図り、教育課題やあるべき姿を共有して、より一層民意を反映した教育行政を推進していくとともに、子どもたちが夢と希望をもって未来にはばたけるよう、学校園・家庭・地域をはじめとした地域社会全体で取り組む羽曳野の教育を創造してまいります。

平成 28 年 3 月

大阪府羽曳野市長

## 1 教育大綱の策定趣旨

羽曳野市教育大綱（以下「教育大綱」という。）は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3の規定に基づき、市長と教育委員会が、教育政策の方向性を共有し、一致して執行にあたるため、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるものです。

## 2 教育大綱の期間

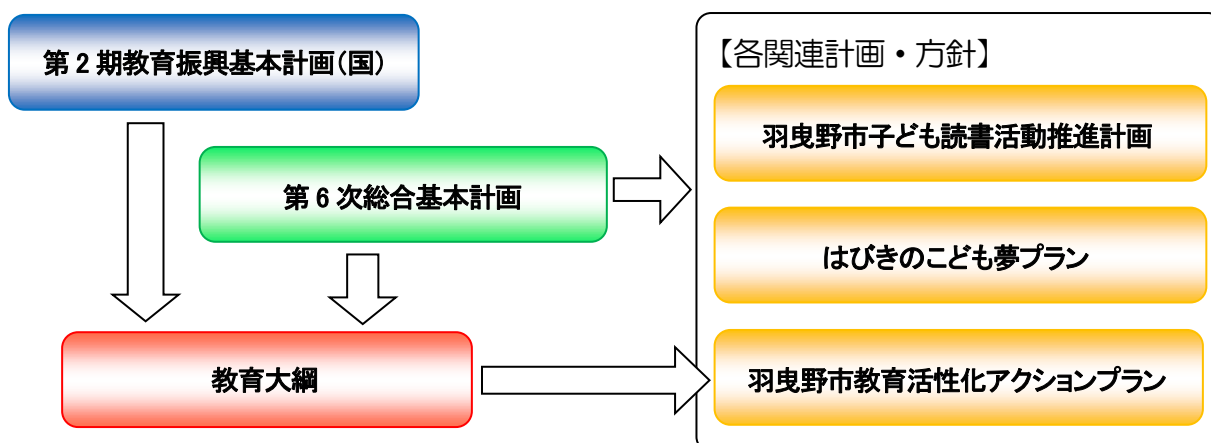
教育大綱の対象期間は、平成28年度から平成32年度までの5年間とします。

ただし、国の動向、社会・教育情勢などの変化を踏まえ、総合教育会議において、協議・調整を行い、必要に応じて見直しを行います。

平成(年度)	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37
第6次 総合基本計画	基本構想									
	前期基本計画					後期基本計画				
教育大綱	教育大綱									

## 3 教育大綱の位置づけ

教育大綱は、国の第2期教育振興基本計画を参酌し、第6次羽曳野市総合基本計画の基本構想と教育に係る基本計画との整合を図り、本市の実情に応じて策定しています。



## 4 基本理念

1. 地域を愛し 地域に愛され  
未来にはばたく “はびきのっ子” の育成
2. 羽曳野に息づく歴史・文化を誇りに  
心身ともに健やかに 磨きをかける 学びの実現

「社会が人を育み、人が社会をつくる」という考えのもと、学校・家庭・地域が互いに協力連携の関係を築き、地域に根ざした子どもの育成とともに、切れ目のない一貫した教育方針により、心豊かで、健やかな体と確かな学力を備えた「たくましく生きる力」を育成します。また、市民だれもが、羽曳野に息づく自然、歴史・文化の中で、人と人のつながりや支え合いにより、学び合い、高め合い、一人ひとりが目標を持って、生き生きと暮らすことができる学びの環境づくりを進めていきます。



そして、地域の温かい絆や愛情の中で育った“はびきのっ子”が、ふるさと羽曳野への愛着と誇りを持ち、世界へも目を向け、様々な舞台上で夢をかたちにして、未来にはばたいていく羽曳野の教育を創造するとともに、市民一人ひとりが、生涯を通じて磨きかけた学びの成果を発揮し、地域社会で活躍する、活力ある地域づくりをめざします。

## 5 基本方針

### 方針1【生涯にわたる基礎を培う就学前教育・保育の充実】

- ◆ 生涯にわたる人格形成や義務教育への基礎を養うため、一人ひとりの子どもに応じた質の高い幼児教育に取り組みます。
- ◆ 多様化する子育て支援ニーズに対応するため、幼保の連携強化や一体化により、総合的な就学前教育・保育に取り組みます。

### 方針2【子どもの生きる力を育む学校教育の充実】

- ◆ ICTなどを活用した指導により、学習意欲や興味・関心を引き出し、基礎的な知識・技能の確実な修得や、学校内外の様々な人々との協働学習、多様な体験を通じた課題解決型の学習など新たな形態の学びにより、「確かな学力」を育成します。
- ◆ 教育活動全体を通じた道徳・人権教育の充実により、豊かな情操、規範意識や他者への思いやりのある「豊かな心」と、学校保健・体育、学校給食などの充実により、生涯にわたってたくましく生きるために必要な「健やかな体」を育成します。
- ◆ グローバル化する社会において、世界へも目を向けられるよう、早期段階からの実践的な英語教育による語学力・コミュニケーション能力の養成や、多様な文化や価値観への理解を深める機会を充実します。
- ◆ 新たな形態の学びを展開するための教職員の能力・確かな指導力の向上を図り、学びの到達度に応じたきめ細かな指導に取り組みます。

### 方針3【子どもの健やかな成長を支える環境づくり】

- ◆ 子どもたちを取り巻く環境の変化に的確に対応し、多様な教育活動の展開や教育水準の向上を図るため、地域に相應しい魅力ある学校園づくりに取り組みます。併せて、効果的な教育活動の実現に向け、学校区の再編、合同授業などの集団教育活動や幼稚園・保育園の在り方の検討を進め、子どもたちが切磋琢磨できる、活力ある教育環境づくりに取り組みます。

- ◆ 保育園・幼稚園から小学校・中学校までの円滑な接続を図るため、切れ目のない、特色ある一貫教育を推進し、義務教育学校の設置や保幼小中の連携をはじめとした教育の充実に取り組みます。
- ◆ 家庭の経済的・社会的な要因により学力定着などが困難な児童・生徒の基礎学力の定着や学習意欲の向上が図られるよう、きめ細かな指導や学び直しの機会を充実します。
- ◆ いじめ・不登校などの解消に向け、学校・家庭・地域・関係機関が連携した取り組みを一層強化し、子どもの状況に応じた指導や相談体制を充実します。
- ◆ 子どもたちの安全・安心を確保するため、防犯・防災教育や学校園の安全管理体制を充実するとともに、施設の耐震化と老朽化の対策を推進します。

#### **方針4【子どもを育む学校・家庭・地域の連携】**

- ◆ 学校・家庭・地域などの多様な主体が、互いに連携協働して、地域社会全体で子どもを見守り、健全に育む地域教育力の向上を図り、教育コミュニティづくりを促進します。
- ◆ 家庭教育の主役となる親の教育力の向上が図られるよう、親が交流・相談できる支援体制づくりや子どもの成長段階別に親の学習機会を充実することにより、家庭教育を支援します。
- ◆ 羽曳野に息づく自然、歴史・文化を通じて、学校教育での学びや体験学習により、ふるさと羽曳野を知り、地域で受け継がれる伝統や行事、様々な人々とのふれあいにより、ふるさと羽曳野への愛着や誇りを育成します。

#### **方針5【市民の生涯にわたる学びの充実】**

- ◆ 市民だれもが生涯にわたって、生きがいをもって心豊かで健康に暮らせるよう、ライフステージに応じた学習、文化芸術やスポーツ活動に親しめる機会や環境を充実します。
- ◆ 市民一人ひとりが、これまでの人生における多様な経験や知識・技能を発揮し、自主的な活動や交流を通じて、活躍できる、活力と創造にあふれる地域をめざします。



Habikino City

---

ひと、自然、歴史文化を育み 笑顔輝く はびきの  
～ みんなでつくる だれもが住みたいまち ～